

**置戸町**  
**第3期特定健康診査等実施計画**

**平成30年3月**  
**置戸町**

# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の背景及び目的 .....	3
2. 計画の性格 .....	3
3. 計画の期間 .....	3
<b>第2章 特定健康診査等の現状</b> .....	<b>5</b>
1. 人口と被保険者数の推移 .....	7
2. 医療費の状況数 .....	8
3. 特定健康診査の現状 .....	9
(1) 特定健康診査の対象者数 .....	9
(2) 特定健康診査の受診者数 .....	10
(3) 特定健康診査の受診率 .....	10
(4) 特定保健指導の対象者数 .....	11
(5) 特定保健指導の指導者数 .....	11
(6) 特定保健指導の実施率 .....	12
4. 未受診者アンケート調査 .....	13
(1) 特定健康診査の認知状況 .....	13
(2) 特定健康診査未受診理由 .....	14
(3) 特定健康診査を受けやすくするための方法 .....	15
(4) 特定健康診査の受診意向 .....	16
(5) 特定保健指導について .....	17
<b>第3章 特定健康診査等の実施目標</b> .....	<b>19</b>
1. 達成しようとする目標 .....	21
2. 特定健康診査等の対象者数等 .....	21
(1) 特定健康診査等の対象者数 .....	21
(2) 特定健康診査等の見込数 .....	21
<b>第4章 特定健康診査等の実施方法</b> .....	<b>23</b>
1. 特定健康診査の実施方法 .....	25
(1) 特定健康診査の実施に関して .....	25
(2) 委託契約に関して .....	25
(3) 実施項目 .....	25

(4) 自己負担額	25
(5) 周知や案内の方法	26
(6) 代行機関について	26
2. 特定保健指導の実施方法	27
(1) 特定保健指導の基本的な考え方	27
(2) 保健指導対象者の選定と階層化	27
(3) 特定保健指導対象者の優先順位	28
3. 年間実施スケジュール	28
4. 個人情報保護対策	29
(1) 特定健康診査等の記録の保存方法	29
(2) 体制	29
(3) 保存に係わる外部委託	29
(4) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール	29
<b>第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知及び評価と見直し</b>	<b>31</b>
1. 公表・周知	33
2. 計画の評価と見直し	33



# 第1章 計画策定にあたって



# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の背景及び目的

我が国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や保健医療水準を達成してきました。しかしながら急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務となっています。

このような状況に対応するため、国民誰しもの願いである健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にも資することから、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、保険者による健診及び保健指導の充実を図る観点から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を実施し、その結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導を実施することとしました。

本町におきましても、国民健康保険被保険者に対し、生涯にわたる生活の質の維持向上に向けて、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の概念を導入した特定健康診査及び特定保健指導を積極的に推進し、町民の健康づくりを図っています。

本計画は、平成25年度から平成29年度を計画期間とする「第2期特定健康診査実施計画」が終了することから、第2期計画の実施状況を踏まえ、生活習慣病の発症、重症化を抑制し、将来的な医療費の適正化を図ることを目的とし、「第3期特定健康診査実施計画」を策定するものです。

## 2. 計画の性格

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律 第18条第1項に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標に関する基本的な事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に関する重要事項を定めるものです。

## 3. 計画の期間

第3期計画から計画の期間は6年を1期とし、第3期計画の計画期間は平成30年から平成35年までの6年間とします。



## 第2章 特定健康診査等の現状



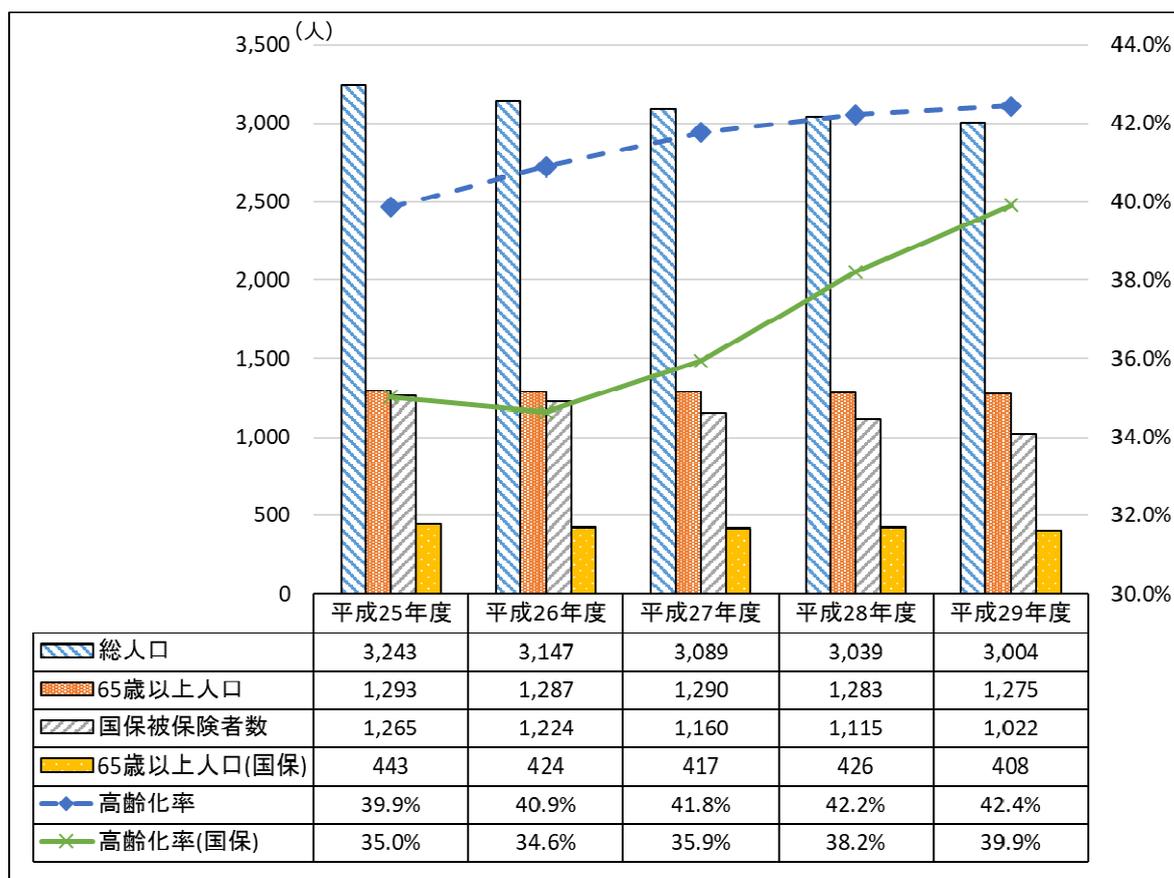
## 第2章 特定健康診査等の現状

### 1. 人口と被保険者数の推移

置戸町の人口は、平成29年4月1日現在で3,004人、このうち国民健康保険被保険者は、1,022人となっています。

また、特定健康診査等の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は746人で、国保被保険者の73.0%を占めています。

年度ごとの人口・被保険者数と高齢化率の推移



出典：住民基本台帳人口集計、国民健康保険事業月報

## 2. 医療費の状況

一人当たり医療費の推移を見ると、平成26年度を除いた全ての年度において、前年度を上回っており増加傾向が続いています。

また、医療費上位10位の推移（細小分類）を見ると、全ての年度において生活習慣病に関する疾病（網掛け）が上位10位のうちの半数を占めていることが分かります。

生活習慣病に関する疾病は、早期発見・早期治療、及び重症化予防が可能な疾病であると考えられており、将来にわたり持続可能な保険医療制度を維持するために、特定健康診査や特定保健指導等を通じた対策が求められています。

一人当たり医療費の推移

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一人当たり医療費	24,113円	23,698円	24,130円	26,154円
道内順位 (総数：183)	131位	141位	143位	117位

出典：国保データベースシステム「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」

医療費上位10位の推移（細小分類）

順位	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	疾病名	構成比	疾病名	構成比	疾病名	構成比	疾病名	構成比
1位	糖尿病	6.4%	関節疾患	7.0%	糖尿病	6.9%	糖尿病	7.5%
2位	関節疾患	4.8%	糖尿病	7.0%	パーキンソン病	5.5%	関節疾患	6.0%
3位	統合失調症	4.4%	統合失調症	4.1%	統合失調症	4.5%	統合失調症	4.4%
4位	高血圧症	3.7%	高血圧症	3.7%	脳梗塞	4.0%	パーキンソン病	3.4%
5位	パーキンソン病	3.6%	パーキンソン病	3.6%	不整脈	3.9%	高血圧症	3.3%
6位	狭心症	2.6%	不整脈	2.7%	関節疾患	3.7%	不整脈	2.7%
7位	気管支喘息	2.6%	乳がん	2.3%	高血圧症	3.1%	脳梗塞	2.6%
8位	脂質異常症	2.3%	狭心症	1.9%	肺がん	2.6%	乳がん	2.4%
9位	不整脈	2.2%	脂質異常症	1.8%	狭心症	2.4%	肺がん	2.3%
10位	胃潰瘍	2.1%	肺炎	1.7%	クローン病	2.1%	脂質異常症	2.0%

出典：国保データベースシステム「医療費分析（2）大、中、細小分類」

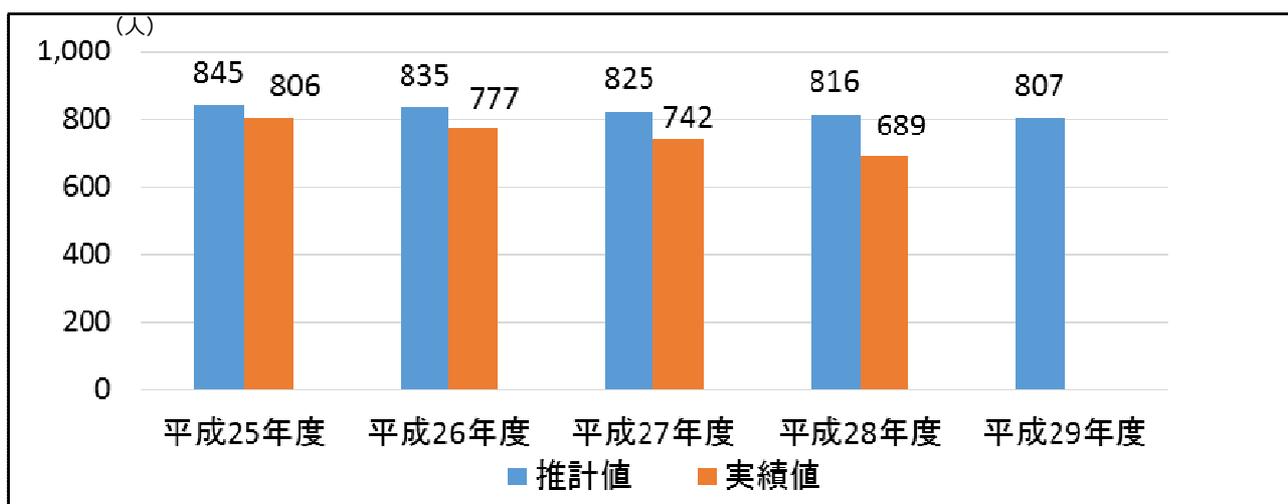
### 3. 特定健康診査等の現状

#### (1) 特定健康診査等の対象者数

特定健康診査の対象者は、平成25年度の806人から平成28年度の689人と、一貫して減少傾向となっています。

前回計画時の推計値と比較すると、全ての年度において推計値を下回っています。推計値自体も年々減少するよう設定していましたが、実績値は見込み以上の減少が続いています。

特定健康診査の対象者数



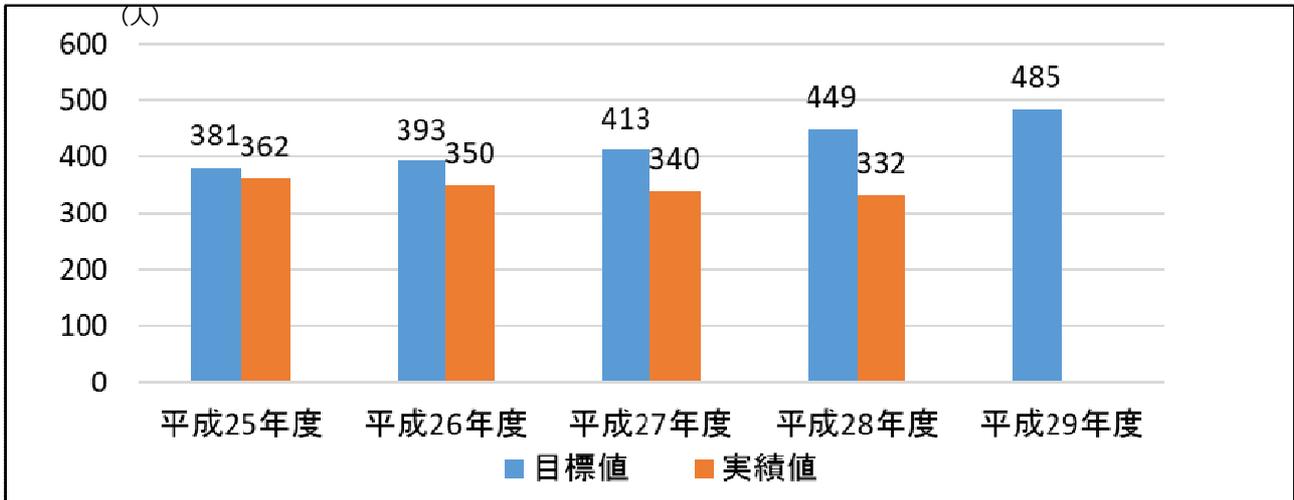
出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

## (2) 特定健康診査の受診者数

特定健康診査の受診者数は、平成25年度の362人から平成28年度の332人と、対象者数と同様に一貫して減少傾向となっています。

前回計画時の目標値と比較すると、全ての年度において目標値を下回っています。

特定健康診査の受診者数



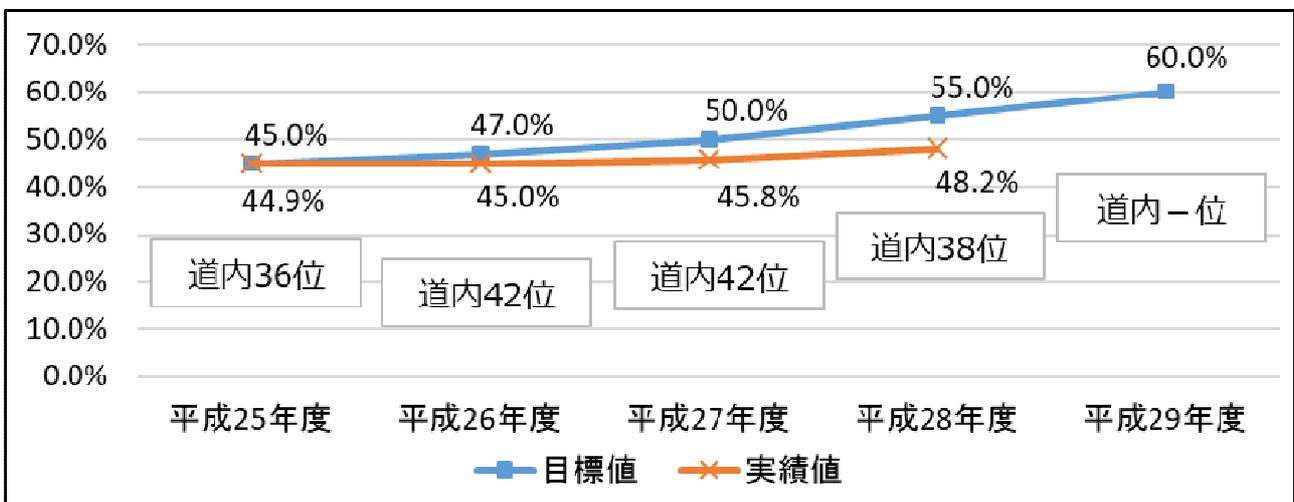
出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

## (3) 特定健康診査の受診率

特定健康診査の受診率は、平成25年度から平成28年度にかけて増加傾向が継続しています。

しかしながら、前回計画時の目標値と比較すると、いずれの年度においても目標値を下回っています。

特定健康診査の受診率



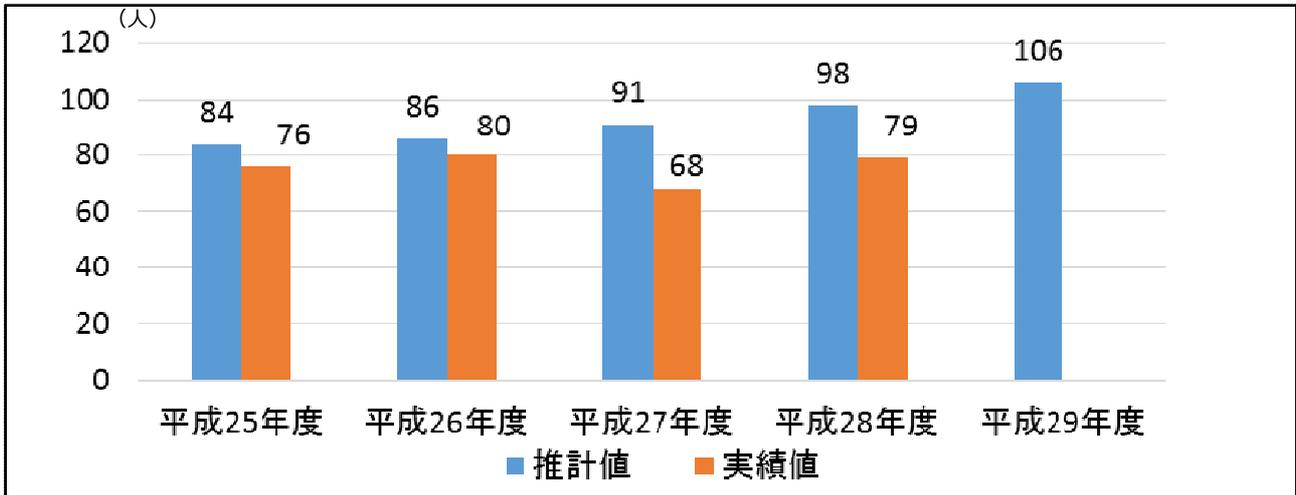
出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

#### (4) 特定保健指導の対象者数

特定保健指導の対象者数は、年度によりばらつきが見られますが、概ね横ばい傾向を示しています。

前回計画時の推計値と比較すると、全ての年度において推計値を下回っています。

特定保健指導の対象者数



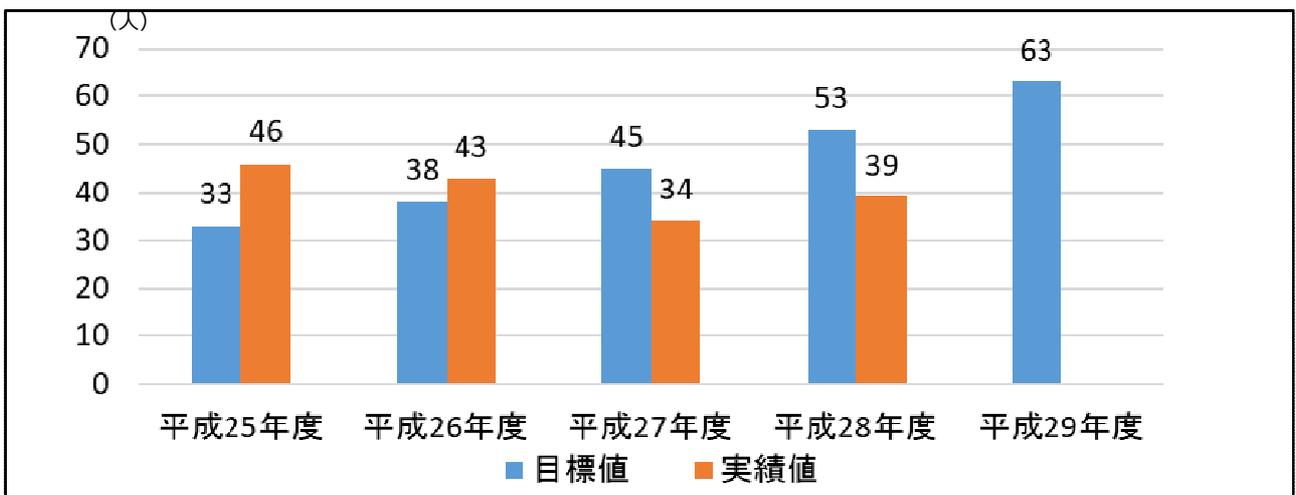
出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

#### (5) 特定保健指導の指導者数

特定保健指導の指導者数は、年度によりばらつきはありますが、減少傾向を示しています。

前回計画時の目標値と比較すると、平成25年度と平成26年度は目標値を上回っていましたが、平成27年度以降は目標値を下回っています。

特定保健指導の指導者数



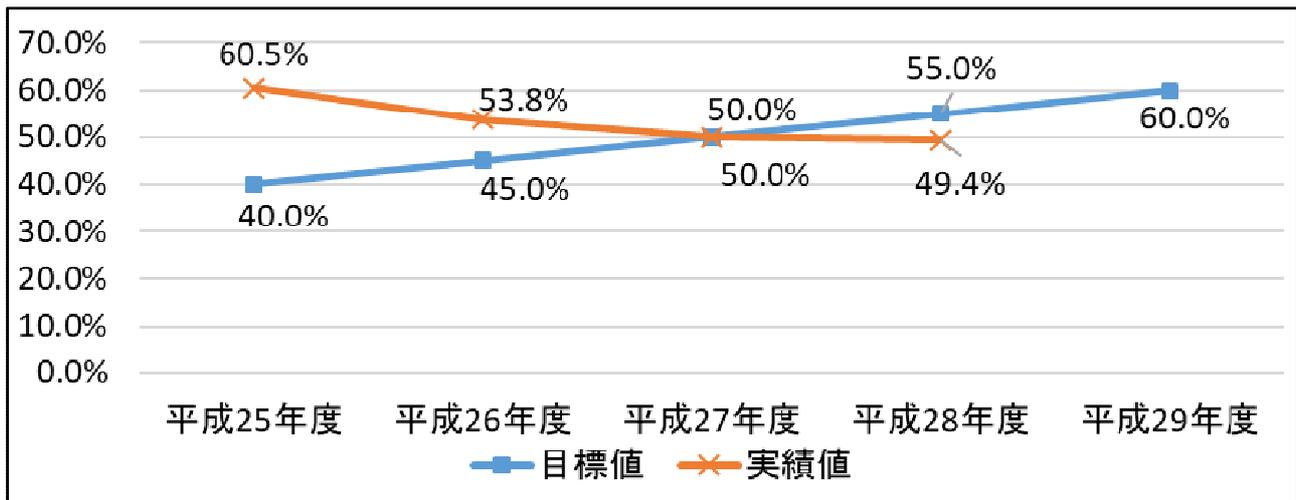
出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

## (6) 特定保健指導の実施率

特定保健指導の実施率は、平成25年度の60.5%をピークとして、平成28年度まで一貫して減少傾向が続いており、平成28年度には49.4%まで減少しています。

前回計画時の目標値と比較すると、平成26年度までは目標値を上回っていましたが、平成28年度は目標値を下回っています。

特定保健指導の実施率



出典：特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果報告」

## 4. 未受診者アンケート調査

未受診者の背景を調査するため、平成29年度に未受診者に対し、その理由についてのアンケート調査を実施しました。

### (1) 特定健康診査の認知状況

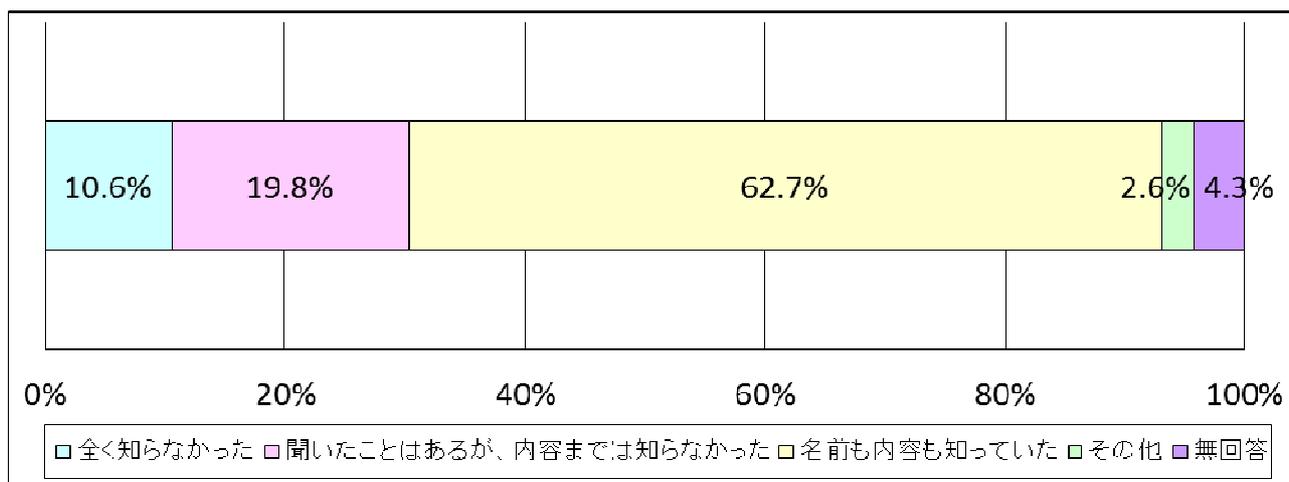
「名前も内容も知っていた」と回答した人が62.7%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らなかった」が19.8%、「全く知らなかった」が10.6%の順となっています。

なお、平成24年度に実施した前回調査では「名前も内容も知っていた」が38.2%であったことを踏まえると、特定健康診査の認知状況は大きく改善していることが分かります。

男女別でみると、「名前も内容も知っていた」の回答割合から、やや女性の方が男性よりも認知状況がよいという結果になっています。

年代別でみると、「名前も内容も知っていた」において、40歳代と70歳代以上の年代の認知状況がやや低いことが分かります。

	全体 (件)	割合 (%)	性別 (%)			年代 (%)							
			男性	女性	無回答	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70歳 以上	無回答
全く知らなかった	32	10.6	13.6	8.2	0.0	9.1	33.3	11.8	10.7	2.3	9.2	13.0	0.0
聞いたことはあるが、内容までは知らなかった	60	19.8	21.2	18.7	0.0	36.4	11.1	11.8	17.9	32.6	16.1	18.5	0.0
名前も内容も知っていた	190	62.7	59.8	64.9	0.0	54.5	55.6	70.6	71.4	62.8	66.7	57.4	0.0
その他	8	2.6	1.5	3.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	4.6	0.0
無回答	13	4.3	3.8	4.7	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	2.3	4.6	6.5	0.0
有効回答数	303	100.0	132	171	0	11	9	17	28	43	87	108	0

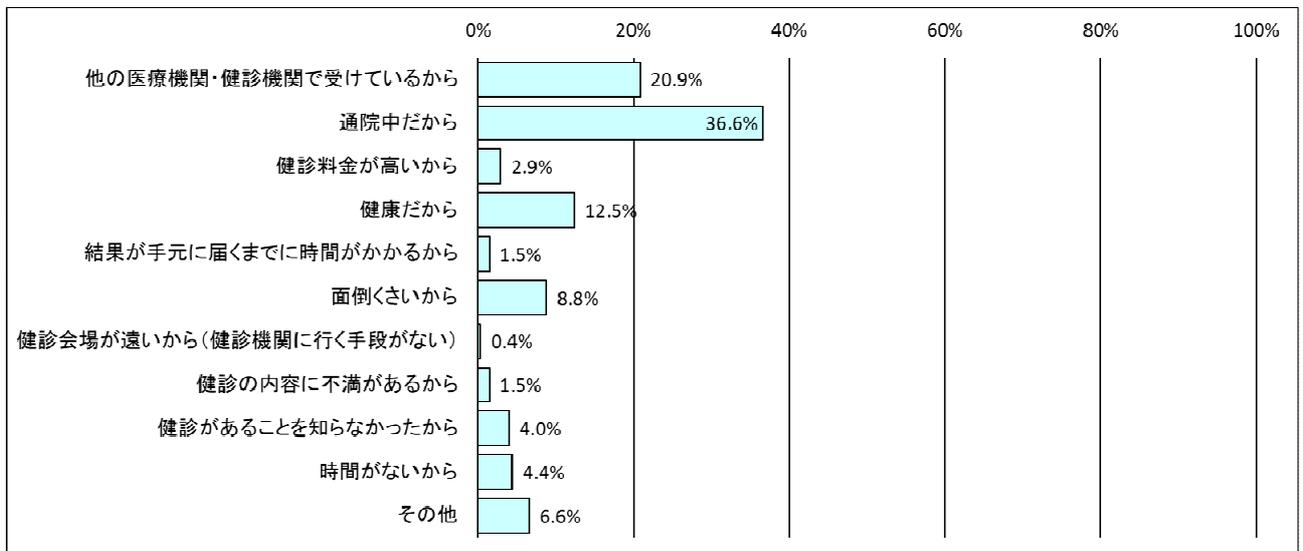


## (2) 特定健康診査未受診理由

「通院中だから」と回答した人が36.6%と最も多く、次いで「他の医療機関・健診機関で受けているから」が20.9%、「健康だから」が12.5%の順となっています。

男女別でみると、「健康だから」「面倒くさいから」「時間がないから」では男性のほうが多く、「他の医療機関・健診機関で受けているから」「通院中だから」では女性のほうが多くなっています。

	全体 (件)	割合 (%)	性別 (%)			年代 (%)							
			男性	女性	無回答	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70歳 以上	無回答
他の医療機関・健診機関で受けているから	57	20.9	20.5	21.2	0.0	9.1	11.1	5.3	8.1	17.2	12.8	19.5	0.0
通院中だから	100	36.6	30.8	41.0	0.0	18.2	0.0	52.6	16.2	19.0	27.5	36.1	0.0
健診料金が高いから	8	2.9	2.6	3.2	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0	1.7	3.7	1.5	0.0
健康だから	34	12.5	13.7	11.5	0.0	9.1	0.0	2.6	13.5	12.1	9.2	7.5	0.0
結果が手元に届くまでに時間がかかるから	4	1.5	0.9	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	1.7	0.9	0.0	0.0
面倒くさいから	24	8.8	12.8	5.8	0.0	9.1	0.0	2.6	5.4	10.3	7.3	4.5	0.0
健診会場が遠いから(健診機関に行く手段がない)	1	0.4	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0
健診の内容に不満があるから	4	1.5	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0	0.0	5.4	0.0	1.8	0.0	0.0
健診があることを知らなかったから	11	4.0	6.0	2.6	0.0	9.1	22.2	2.6	10.8	0.0	1.8	0.8	0.0
時間がないから	12	4.4	7.7	1.9	0.0	9.1	0.0	2.6	2.7	5.2	1.8	3.0	0.0
その他	18	6.6	4.3	8.3	0.0	0.0	11.1	0.0	8.1	10.3	2.8	3.8	0.0
有効回答数	273	100.0	117	156	0	11	9	38	37	58	109	133	0

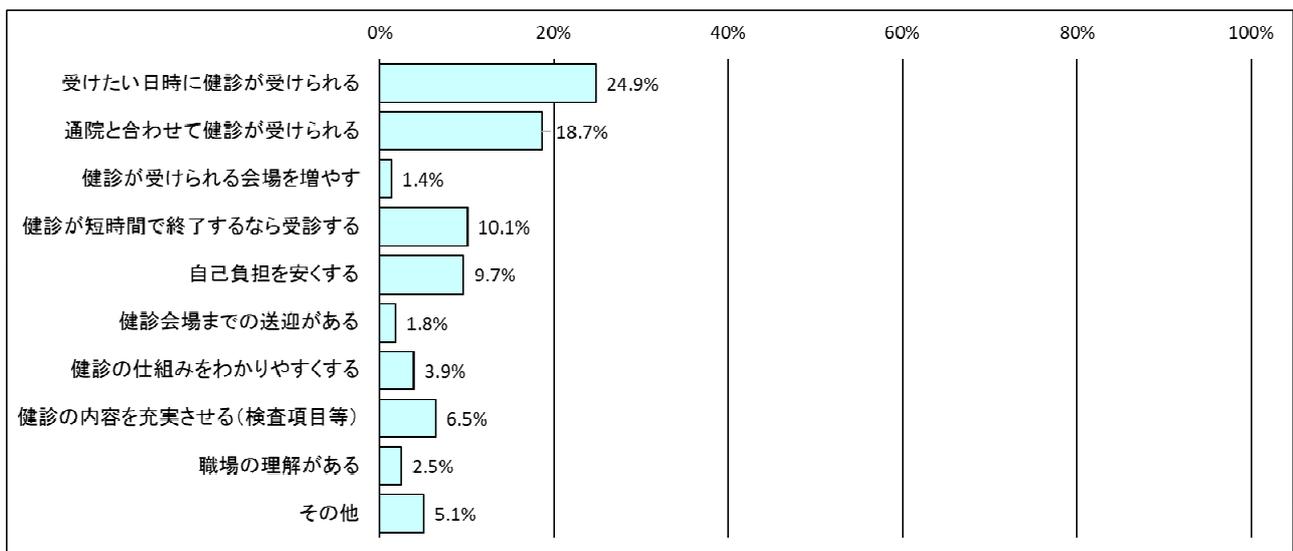


### (3) 特定健康診査を受けやすくするための方法

「受けたい日時に健診が受けられる」と回答した人が24.9%と最も多く、次いで「通院と合わせて健診が受けられる」18.7%、「健診が短時間で終了するなら受診する」10.1%の順となっています。

男女別でみると、「受けたい日時に健診が受けられる」「健診が短時間で終了するなら受診する」「健診の内容を充実させる（健診項目等）」では男性のほうが多く、「通院と合わせて健診が受けられる」「健診の仕組みをわかりやすくする」では女性のほうが多くなっています。

	全体 (件)	割合 (%)	性別 (%)			年代 (%)							
			男性	女性	無回答	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70歳 以上	無回答
受けたい日時に健診が受けられる	108	24.9	29.2	21.5	0.0	35.7	33.3	31.4	23.1	24.1	25.4	22.2	0.0
通院と合わせて健診が受けられる	81	18.7	14.1	22.3	0.0	7.1	0.0	14.3	12.8	13.8	18.3	28.9	0.0
健診が受けられる会場を増やす	6	1.4	1.0	1.7	0.0	7.1	0.0	8.6	2.6	0.0	0.0	0.7	0.0
健診が短時間で終了するなら受診する	44	10.1	10.4	9.9	0.0	7.1	6.7	8.6	17.9	12.1	7.9	10.4	0.0
自己負担を安くする	42	9.7	9.9	9.5	0.0	0.0	6.7	11.4	5.1	10.3	13.5	8.1	0.0
健診会場までの送迎がある	8	1.8	2.1	1.7	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0	3.4	1.6	1.5	0.0
健診の仕組みをわかりやすくする	17	3.9	2.6	5.0	0.0	0.0	13.3	2.9	2.6	1.7	5.6	3.0	0.0
健診の内容を充実させる（検査項目等）	28	6.5	8.9	4.5	0.0	14.3	13.3	2.9	7.7	6.9	5.6	2.2	0.0
職場の理解がある	11	2.5	2.6	2.5	0.0	7.1	6.7	8.6	0.0	1.7	3.2	0.7	0.0
その他	22	5.1	4.7	5.4	0.0	0.0	6.7	0.0	10.3	6.9	4.0	5.9	0.0
有効回答数	434	100.0	192	242	0	14	15	35	39	58	126	135	0

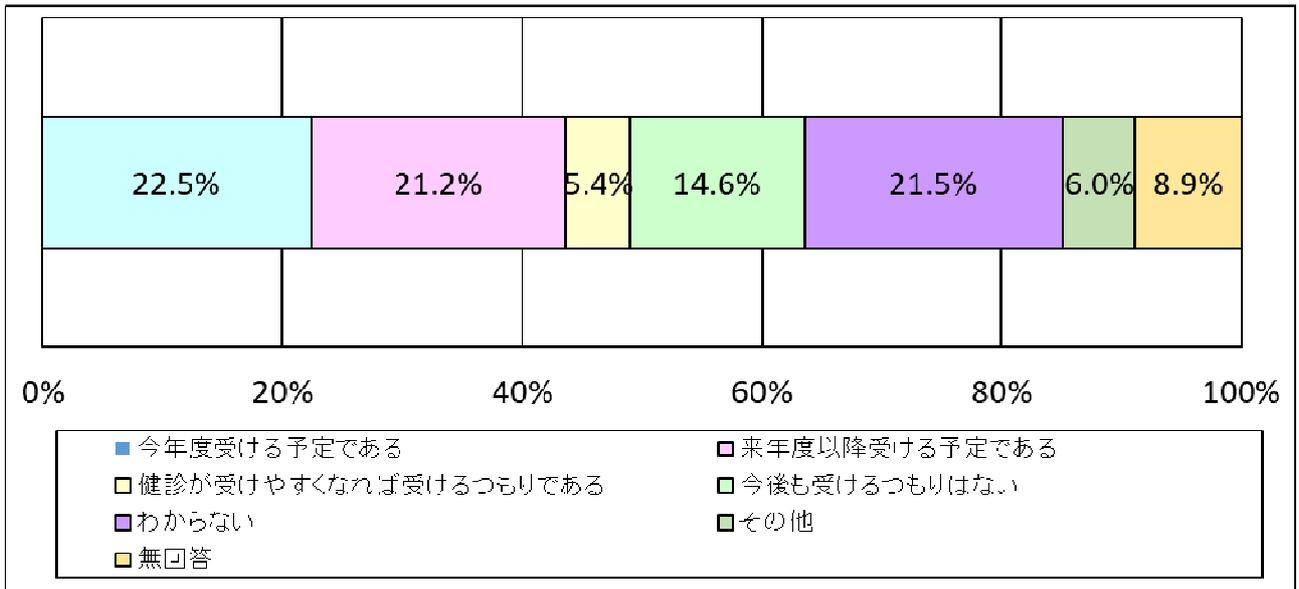


#### (4) 特定健康診査の受診意向

「今年度受ける予定である」と回答した人が22.5%と最も多く、次いで「わからない」21.5%、「来年度以降受ける予定である」21.2%の順となっています。

なお、前回調査では「わからない」が23.3%で最も多くなっていましたが、今回調査では21.5%に低下しており、若干改善しています。また、「今年度受ける予定である」は前回16.0%から今回22.5%、「来年度以降受ける予定である」は前回16.6%から今回21.2%に上昇していることから、特定健康診査の受診意向は高くなってきていることがわかります。

	全体 (件)	割合 (%)	性別 (%)			年代 (%)							
			男性	女性	無回答	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70歳 以上	無回答
今年度受ける予定である	71	22.5	24.2	21.2	0.0	45.5	33.3	41.2	21.4	18.6	20.0	16.7	0.0
来年度以降受ける予定である	67	21.2	21.2	21.2	0.0	9.1	22.2	35.3	21.4	16.3	23.5	23.1	0.0
健診が受けやすくなれば受けるつもりである	17	5.4	6.8	4.3	0.0	0.0	11.1	5.9	10.7	2.3	3.5	7.4	0.0
今後も受けるつもりはない	46	14.6	6.1	6.0	0.0	0.0	0.0	5.9	3.6	11.6	8.2	4.6	0.0
わからない	68	21.5	6.8	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.0	11.8	12.0	0.0
その他	19	6.0	6.1	6.0	0.0	0.0	0.0	5.9	3.6	11.6	8.2	4.6	0.0
無回答	28	8.9	6.8	10.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.0	11.8	12.0	0.0
有効回答数	316	100.0	132	184	0	11	9	17	28	43	85	108	0

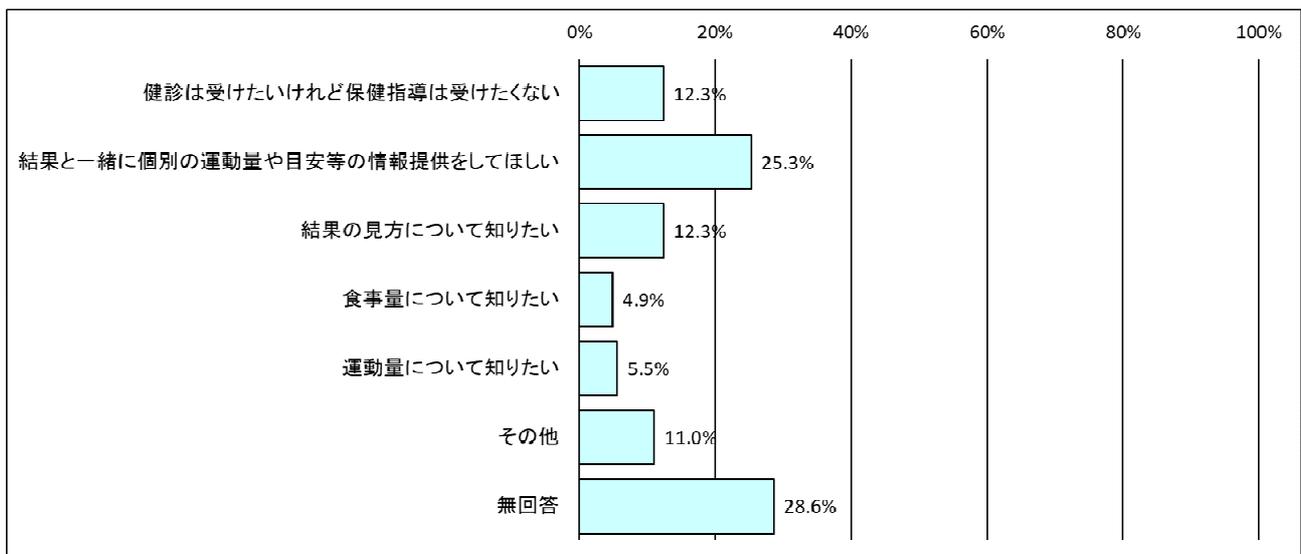


## (5) 特定保健指導について

「無回答」の人が28.6%と最も多く、次いで「結果と一緒に個別の運動量や目安等の情報提供をしてほしい」25.3%、「健診は受けたいけれど保健指導は受けたくない」と「結果の見方について知りたい」が12.3%の順となっています。

男女別でみると、「健診は受けたいけれど保健指導は受けたくない」「結果の見方について知りたい」では男性のほうが多く、「結果と一緒に個別の運動量や目安等の情報提供をしてほしい」「食事量について知りたい」「運動量について知りたい」では女性のほうが多くなっています。

	全体 (件)	割合 (%)	性別 (%)			年代 (%)							
			男性	女性	無回答	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70歳 以上	無回答
健診は受けたいけれど保健指導は受けたくない	38	12.3	13.1	11.7	0.0	9.1	11.1	21.1	21.4	4.4	12.5	12.5	0.0
結果と一緒に個別の運動量や目安等の情報提供をしてほしい	78	25.3	24.1	26.3	0.0	18.2	11.1	31.6	35.7	24.4	28.4	22.1	0.0
結果の見方について知りたい	38	12.3	14.6	10.5	0.0	27.3	22.2	10.5	10.7	13.3	6.8	10.6	0.0
食事量について知りたい	15	4.9	3.6	5.8	0.0	0.0	0.0	10.5	3.6	4.4	6.8	3.8	0.0
運動量について知りたい	17	5.5	2.2	8.2	0.0	0.0	11.1	5.3	7.1	4.4	5.7	5.8	0.0
その他	34	11.0	10.9	11.1	0.0	9.1	22.2	0.0	0.0	13.3	13.6	12.5	0.0
無回答	88	28.6	31.4	26.3	0.0	36.4	22.2	21.1	21.4	35.6	26.1	32.7	0.0
有効回答数	273	100.0	117	156	0	11	9	38	37	58	109	133	0





### 第3章 特定健康診査等の実施目標



## 第3章 特定健康診査等の実施目標

### 1. 達成しようとする目標

特定健康診査等基本指針に掲げる参酌水準をもとに、特定健康診査等における目標値を下記の通り設定します。

特定健康診査及び特定保健指導の実施率

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健康診査の受診率	50.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
特定保健指導の実施率	50.0%	52.0%	54.0%	56.0%	58.0%	60.0%
特定保健指導対象者の減少率 ※平成 20 年度比	—	—	—	—	—	△25.0%

### 2. 特定健康診査等の対象者数等

#### (1) 特定健康診査等の対象者数

計画期間内における特定健康診査等の対象者の推計は、下記の通りです。

特定健康診査の対象者数（人）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健康診査の対象者数	631	601	572	543	514	484
特定保健指導の対象者数	64	61	58	55	52	49

#### (2) 特定健康診査等の見込数

計画期間内における特定健康診査等の見込者の推計は、下記の通りです。

特定健康診査及び特定保健指導の見込数（人）

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
特定健康診査の見込数	315	312	308	303	297	290
特定保健指導の見込数	31	31	31	30	30	29



## 第4章 特定健康診査等の実施方法



## 第4章 特定健康診査等の実施方法

### 1. 特定健康診査の実施方法

#### (1) 特定健康診査の実施に関して

特定健康診査の実施場所、実施時期に関しては、下記の通りです。

実施場所	区分	実施時期
町内医療機関	集団健診	4～12月

#### (2) 委託契約に関して

委託契約による健診の実施に関しては下記のとおりです。

○町内健診機関への委託により実施します。

#### (3) 実施項目

##### ①基本的な健診項目

質問項目、身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）、理学的検査（身体診察）、血圧測定  
血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール）  
肝機能検査（AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP））  
血糖検査（空腹時血糖・ヘモグロビンA1c）  
尿検査（尿糖、尿蛋白）

##### ②詳細な健診項目 ※一定基準の下、医師が必要と判断したものを選択

心電図検査  
眼底検査  
貧血検査（赤血球数、血色素量、ハマトクリック値）  
血清クレアチニン

##### ③追加検査項目

血清尿酸検査  
②の項目全項目実施

#### (4) 自己負担額

1件1,000円とします。

## (5) 周知や案内の方法

健診受診率の向上につながるよう、各機会を通じた案内を実施します

具体的な周知や案内の方法

- ① 保健委員による案内、申込書の配布、回収
- ② 広報による周知
- ③ 保険証交付の機会の利用
- ④ 各種教室、会議等での周知
- ⑤ 未受診者への受診勧奨
- ⑥ わかりやすい周知の工夫

## (6) 代行機関について

健診に関する事務処理に関して、北海道国民健康保険団体連合会を代行機関として委託を行います。

代行機関においては、次に示す 6 項目の機能が必要です。

- ① 支払い代行や請求等の事務のために、健診機関・保健指導機関及び保険者の情報を管理する機能
- ② 簡単な事務点検のために、契約情報・受診券（利用券）情報を管理する機能
- ③ 健診機関等から送付されたデータを読み込み、確認し、保険者に振り分ける機能
- ④ その際に契約と合っているか、受診資格があるか等を確認する
- ⑤ 特定保健指導の開始と終了を管理する
- ⑥ 請求、支払代行等の機能

## 2. 特定保健指導の実施方法

### (1) 特定保健指導の基本的な考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うことで、健康的な生活を維持し、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とします。

### (2) 保健指導対象者の選定と階層化

#### ① 特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査の結果に基づき、特定保健指導の対象者を選定し階層化する基準、及び特定保健指導として行う積極的支援及び動機づけ支援の内容については、法第24条の厚生労働省令で定められた方法で実施します。

特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク	④喫煙歴	対象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	2つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1つ該当	あり なし		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当		積極的支援	動機付け支援
	2つ該当	あり なし		
	1つ該当			

#### ② 特定保健指導の対象とならない被保険者への対応

被保険者の健康の保持及び増進のため、特定健康診査の結果及び診療報酬明細書等の情報を活用し、特定保健指導の対象とはならないが、受診の勧奨その他の保健指導を積極的に行う必要がある者を選定し、これらの者に対する特定保健指導以外の保健指導の実施にも努めます。



## 4. 個人情報保護対策

### (1) 特定健康診査等の記録の保存方法

健診・保健指導で得られる健康情報等の保存については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び置戸町個人情報保護条例により、適正に保存します。

### (2) 体制

個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び置戸町個人情報保護条例による管理、運営体制とします。

### (3) 保存に係わる外部委託

保険者は効果的・効率的な健診・保健指導を実施する立場から、収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び置戸町個人情報保護条例により、個人情報の保護に十分に配慮しつつ、データの保存を外部委託できることとします。

### (4) 特定健康診査等の記録の管理に関するルール

特定健康診査等の記録については、個人情報の保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等、及び置戸町個人情報保護条例により、適正に管理します。



## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知 及び評価と見直し



## 第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知及び 評価と見直し

### 1. 公表・周知

特定健康診査等を実施する趣旨の普及啓発について、本計画を広報誌及びホームページへ掲載します。

また各種案内・通知や保健事業等の実施に合わせて、啓発のためのパンフレット等配布し、公表・周知を行います。

### 2. 計画の評価と見直し

毎年、数値目標の達成状況と事業実施状況について評価を行い、その結果について見直しが必要な場合は見直しをおこないます。